

支払期日の3営業日前の日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

支払期日の3営業日前の日までを記録日とする発生記録請求(債務者請求方式)と譲渡記録請求が可能となります。ただし、この場合の債権者による発生記録の単独取消と譲受人による譲渡記録の単独取消の可能期間が支払期日の3営業日前の日までとなります。

注)債権者請求方式による発生記録請求はこれまでどおり支払期日の7営業日前までとなります。
今回の機能改善(債権金額下限の引下げを含む)は記録請求者の窓口金融機関が対応している場合に限りです。

発生記録請求(債務者請求方式) 譲渡記録請求	電子記録日 ※以下「記」書きは記録日											
	7営業日前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後	
7営業日前の日に請求	記											変更なし
単独取消期間:5日	①	②	③	④	⑤	x	x	x	x	x	x	
6営業日前の日に請求		記										新たに可能 になる期間
単独取消期間:4日		①	②	③	④	x	x	x	x	x	x	
5営業日前の日に請求			記									新たに可能 になる期間
単独取消期間:3日			①	②	③	x	x	x	x	x	x	
4営業日前の日に請求				記								新たに可能 になる期間
単独取消期間:2日				①	②	x	x	x	x	x	x	
3営業日前の日に請求					記							新たに可能 になる期間
単独取消期間:1日					①	x	x	x	x	x	x	
2、1営業日前の日に請求:不可						x	x					新たに可能 になる期間
単独取消期間:不可						x	x	x	x	x	x	

上記に併せて、債権金額の下限を引下げ、1円から発生記録請求が可能となります。